



神奈川県

KANAGAWA

<https://www.pref.kanagawa.jp/>



資料2-1

# 神奈川県こども目線の施策推進条例(仮称)素案

※ 議案提出前のため、取扱注意

令和6年11月21日  
次世代育成課



# 1 ふり返り

前回  
まで

## 令和6年8月7日の子ども・若者施策審議会

- ・ 子ども・子育て支援推進条例の改正素案(たたき台)のポイントや部会でいただいたご意見に基づく修正点などの説明
- ・ 基本理念などについてのご意見

対応

## 令和6年8月9日付 条例改正素案への意見照会

- ・ 子どもの定義などについてのご意見
- ・ 基本理念の見直しや子どもの定義規定の削除
- ・ その他条例改正素案の修正

議会

## 令和6年9月定例会(条例改正素案の報告)



常任委員会での議論及びパブリック・コメントなどの意見を基に  
条例改正素案を修正し、第3回定例会(11月)に議案を提出予定

## 2 パブリックコメント結果

|        |  |
|--------|--|
| 意見募集期間 | 令和6年7月10日～令和6年8月8日                                 |
| 意見募集方法 | 県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧、市町村・関係団体等への周知、かながわパーソナルサポートなど |

意見件数 429件

| 区分                         | 件数  | 主な内訳                    |
|----------------------------|-----|-------------------------|
| ① 第1章 総則 第1節 通則(目的・定義)     | 9   |                         |
| ② 第1章 総則 第2節 基本理念等         | 27  |                         |
| ③ 第2章 基本的施策 第1節 施策の基本的な考え方 | 24  |                         |
| ④ 第2章 基本的施策 第2節 こどもの権利擁護   | 19  | 児童虐待の防止5、いじめの防止11       |
| ⑤ 第2章 基本的施策 第3節 こども・子育て    | 234 | 居場所づくり42、子育て家庭に対する支援132 |
| ⑥ 第2章 基本的施策 第4節 推進体制       | 19  |                         |
| ⑦ 第3章 雜則                   | 0   |                         |
| ⑧ その他                      | 97  |                         |
| 計                          | 429 |                         |

## 2 パブリックコメント結果

| 区分                                       | 件数  | 主な意見  |
|--|-----|---|
| A 改正条例素案に反映したもの<br>(意見の趣旨を既に記載している場合を含む) | 30  | <ul style="list-style-type: none"><li>「こども」の定義のうち、「おとなとして円滑な社会生活を送ること」に大人としての1つの価値観が入っているようで違和感がある。</li><li>「こども」の定義について、「心身の発達の過程にあるもの」では抽象的で分かりにくい。</li></ul>                     |
| B 改正条例素案に反映していないが、今後の施策の参考とするもの          | 335 | <ul style="list-style-type: none"><li>本条例が策定した折には、こどもに向けた表現のものなどをつくるなど、県民全体で共有できるようになることを期待する。</li><li>この条例に記載されている内容をより具体的に何をどんな方法で実現し、どのように評価していくのか隨時県民に報告が行われることを期待する。</li></ul> |
| C 改正条例素案に反映できないもの                        | 19  | <ul style="list-style-type: none"><li>縁税を支払っているのに縁が少ないと感じる。</li><li>新子安駅前に図書館を作りたい。</li></ul>   |
| D その他(質問・感想など)                           | 45  | <ul style="list-style-type: none"><li>昔からある子育て支援や人材確保などの問題だけではなく、近年問題になっているヤングケアラーや貧困問題などを視野に入れているところが良い。</li></ul>   |
| 合計                                       | 429 |   |

## 2 パブリックコメント結果

パブコメ期間中に当事者(こども)の意見を聴いてきました

| 時期 | 聴取先          | 種別       | 意見数 |
|----|--------------|----------|-----|
| 7月 | 大学生インターンシップ  | 大学生      | 40  |
|    | NPOまるまーる     | 外国籍      | 8   |
| 8月 | エリーズカフェ      | 子ども食堂    | 8   |
|    | ワオキッズ新羽園     | 放課後児童クラブ | 18  |
|    | 高校生インターンシップ※ | 高校生      | 8   |
| 計  |              |          | 74  |



※高校生インターンシップは、パブコメ期間外のため参考値(合計に含まず)

そのほか子どもの支援団体(県保育会など40団体)、全市町村にもヒアリングを実施

## 2 パブリックコメント結果

### 子どもの主な意見



子どもの対象に年齢制限をせず、「子ども」と表記することで幅広い支援に繋がると思う。



子どもの目線にたった政策の推進が強調され、子どもの意見表明の確保が定められていることにより、自己肯定感の向上や政治・政策への関心が増加する



子どもの意見を取り入れる機会を作ることは、子どもアドボカシーの観点から重要である。

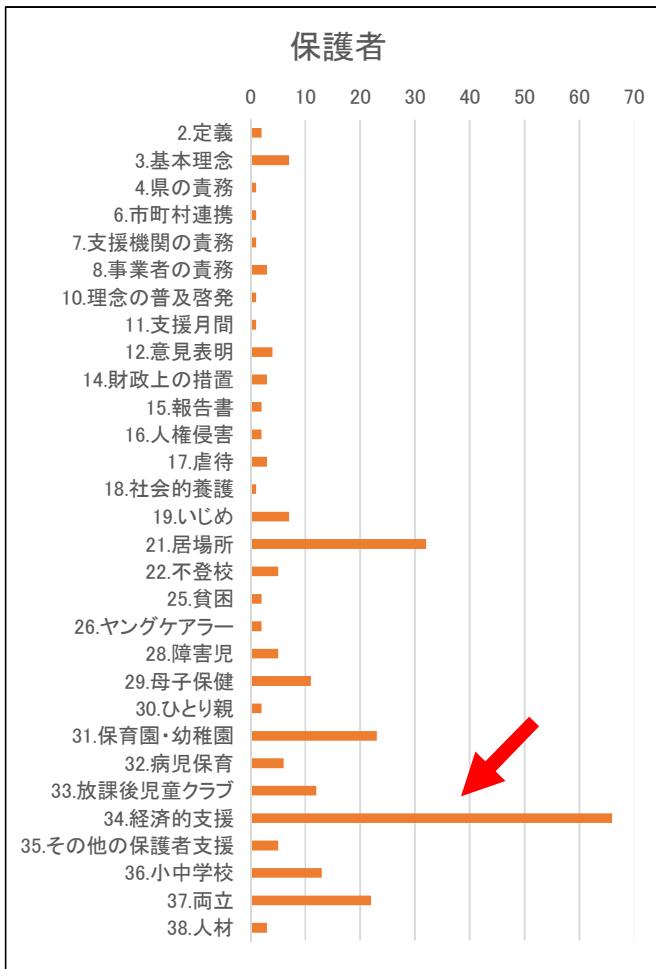
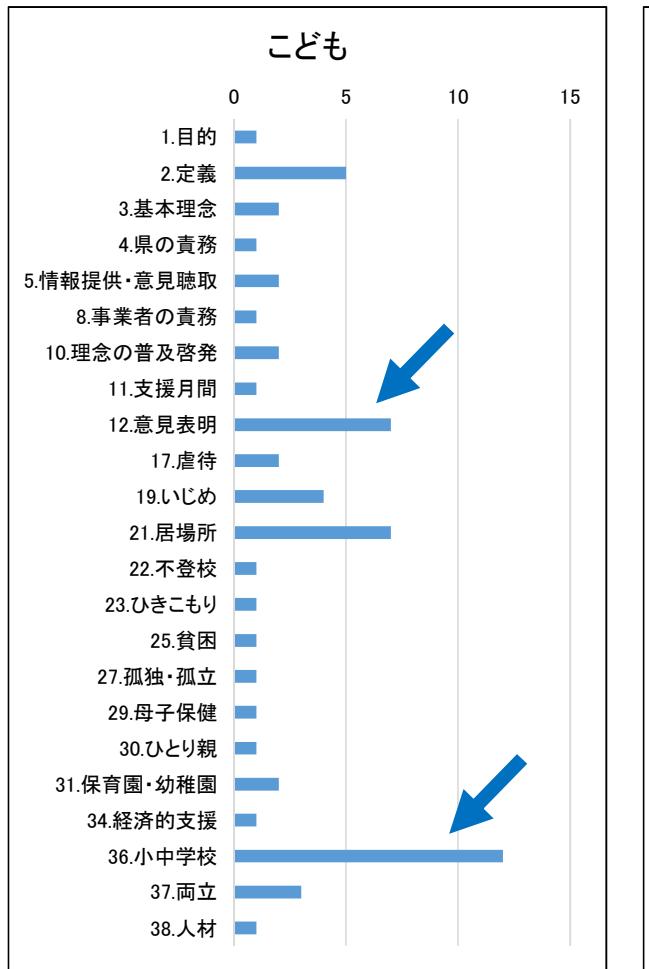


社会的養護が必要な18歳以上には、必要な支援の幅が広がるのでは。高等教育を受けた後の明確なビジョンが必要。



個々の学習の理解度・スピードに合うように、マンツーマンで教えてほしい。

## 2 パブリックコメント結果



R6年7～8月に実施したパブリックコメントにおいて、こどもと保護者では、求めるニーズが違う

保護者は「経済的支援」が多く、  
こどもは「意見表明」「小中学校」の意見が多い

### 3 条例の内容 ①目的

本県の  
目指す社会



**こども目線の施策の推進を図り、誰もが自分らしく暮らせる社会を実現する**

新たに定義

こども目線の  
施策とは？

こども一人一人の立場に立ちその望みと願いを尊重しながら、  
こどもが自分らしく幸せに暮らせるよう、  
こども、父母その他の保護者等を支援し、  
社会全体でこどもを育むことができる環境を整備するために  
実施するこどもに関する施策

### 3 条例の内容 ②基本理念

#### ①こどもの目線に立った権利・利益の尊重



全てのこどもについて、その権利を尊重し、擁護すること(児童の権利条約の理念を規定)

#### ②子育てしやすい社会環境の整備

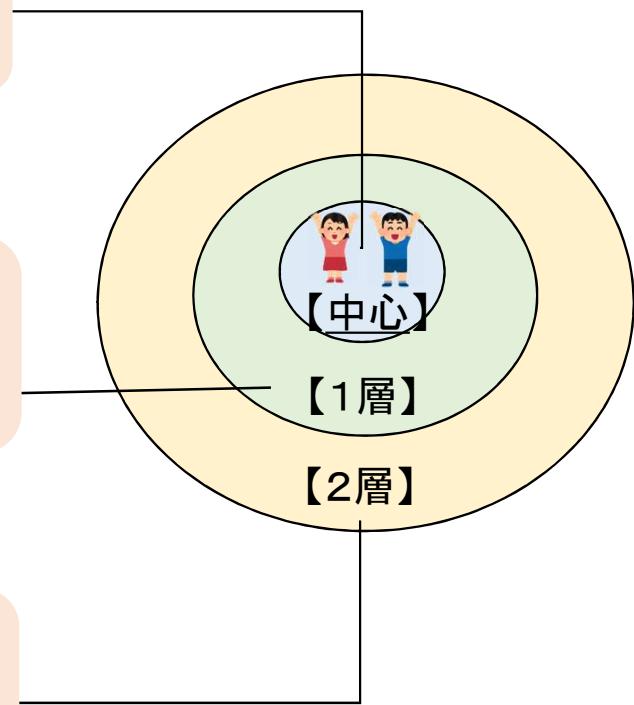


父母その他の保護者等について、出産、子育て等に関する「負担軽減」や「不安解消」を進め、喜びを実感することができること。

#### ③社会の一人ひとりが子育て当事者



社会全体で連携し、及び協力することにより、こどもを支え、及び育てる。



### 3 条例の内容 ③構成

|      |                       |      |                                |
|------|-----------------------|------|--------------------------------|
| 第1条  | 目的                    | 第18条 | 不登校のこどもに対する支援                  |
| 第2条  | 定義                    | 第19条 | ひきこもり状態にあるこども等に対する支援           |
| 第3条  | 基本理念                  | 第20条 | 孤独・孤立の状態にあるこどもに対する支援           |
| 第4条  | 県の責務                  | 第21条 | 貧困の状況にあるこどもに対する支援              |
| 第5条  | 市町村との連携等              | 第22条 | ヤングケアラーに対する支援                  |
| 第6条  | こども・子育て支援機関等の責務       | 第23条 | 医療的ケア児その他心身の機能の障害があるこども等に対する支援 |
| 第7条  | 事業者の責務                | 第24条 | 母子等に係る保健及び医療に係る取組に対する支援        |
| 第8条  | 県民の責務                 | 第25条 | 子育て家庭に対する支援                    |
| 第9条  | こどもの意見表明              | 第26条 | 家庭生活と他の活動の両立のための措置             |
| 第10条 | 基本計画及び年次報告書           | 第27条 | 推進体制の整備                        |
| 第11条 | 生命の尊厳、安全な生活等のための教育の充実 | 第28条 | 人材の確保、育成等                      |
| 第12条 | いじめの防止等               | 第29条 | 子育て支援に取り組む事業者の認証               |
| 第13条 | 児童虐待の防止等              | 第30条 | 表彰                             |
| 第14条 | 社会的養護を必要とするこどもの福祉の充実等 | 第31条 | かながわこども・子育て支援月間                |
| 第15条 | 要保護児童対策地域協議会に対する支援等   | 第32条 | 調査研究                           |
| 第16条 | こどもの社会的な自立のための支援      | 第33条 | 財政上の措置                         |
| 第17条 | こどもの居場所づくり            |      |                                |

## 4 条例の名称

新名称



神奈川県こども目線の施策推進条例

## 5 主な変更点

### 前文 第4段落4行目／第3条（1）

(旧)

…「ともに生きる社会かながわ憲章」の精神の下、社会全体でこどもを育むことができる環境を整備していくことが不可欠である。  
／第3条（1）次に掲げる事項を考慮し、全てのこどもについて、その権利を尊重し、及び擁護すること。

(新)

…「ともに生きる社会かながわ憲章」の精神の下、社会全体でこどもの人権を尊重しながら、こどもを育むことができる環境を整備していくことが不可欠である。  
／第3条（1）次に掲げる事項を考慮し、全てのこどもについて、その人権を尊重し、及び擁護すること。

理由

○こどもの人権を守っていくということを、より前面に表していく。



## 5 主な変更点（再掲）

### 第2条第1号（子どもの定義）の削除



|     |   |
|-----|---|
| (旧) | <p>第2条(1) 子ども<br/>心身の発達の過程にあり、おとなとして円滑な社会生活を送<br/>ることができるようになるまでの成長の過程にあるものをいう</p>  |
| (新) | <p><u>(削除)</u></p>  |
| 理由  | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 当初は、子どもの目線に立ち、年齢にかかわらず切れ目<br/>のない支援を実現しようとする考え方から、同様の考え方<br/>に立つ子ども基本法及び子ども大綱の表現を参考に「こ<br/>ども」の定義を規定した。</li><li>○ しかし、審議会委員やパブリック・コメントから、下記<br/>の通り様々な意見が寄せられた。</li></ul> |

## 5 主な変更点（再掲）

|            |   |
|------------|---|
| 理由<br>(続き) | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 子どもを未熟な存在ととらえている</li><li>・ 発達できていないように見える障害児を下に見ているように受け取られる可能性がある。</li><li>・ 人間は、高齢者になっても、一生涯「発達」し続けるものである。</li><li>・ 「成長」という言葉は、上から目線で規範的な感じがする。</li><li>・ 「おとなとして円滑な社会生活を送ること」というところに大人の価値観を押し付けているようで違和感がある。</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 条例の定義規定は、読み手が誰でも1つの意味に読める必要がある。</li><li>○ 現行条例にも定義規定は無い。</li></ul> |
| 対応         | <ul style="list-style-type: none"><li>○ こどもを定義する条文は置かず、個別の条文で、どのような状況のこどもを指す施策であるのか明記した。</li></ul>  |



## 5 主な変更点

### 第3条（基本理念）（3）の修正、（4）の追加



(旧)

(3)個人の価値観及び家庭その他の場における生活を尊重しながら、社会全体で連携し、及び協力することにより、こどもを支え、及び育てる必要があること。

(新)

(3)社会全体で連携し、及び協力することにより、こどもを支え、及び育てる必要があること。

(4)個人の価値観及び家庭その他の場における生活を尊重すること。

理由

- 本件は条例の改正であることから、前提として、現行条例の理念を継承する。
- 現行条例の第2項と第3項の主旨(個人の価値観や生活の尊重)について、第3条(3)に組み込んでいたが、県が施策を進める上での留意点として(4)として別立てをした。

## 5 主な変更点

### 第24条に低出生体重児に係る記載を追加（赤字部分）

（母子等に係る保健及び医療に係る取組に対する支援）

**第24条** 県は、こども及びその保護者並びに妊産婦に対して、プレコンセプションケア（性別を問わず、性及び妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すことをいう。第3項において同じ。）、妊娠、出産等に関する相談対応、情報提供その他必要な支援を行うものとする。

- 2 県は、こどもを生むことを希望する者に対して、不妊及び不育に係る相談対応、情報提供その他必要な支援を行うものとする。
- 3 県は、保健指導、健康診査、産後ケア、プレコンセプションケアその他市町村が行う母子保健に関する事業が、妊娠前から出産後に至るまで切れ目なく実施されるよう支援するとともに、周産期医療、小児医療等を提供する体制の充実を図るものとする。
- 4 県は、低出生体重児（体重が2,500グラム未満で出生した乳児をいう。以下この条において同じ）が健やかに成長することができ、並びに低出生体重児及びその家族が居住する地域で安心して暮らせるよう、市町村及び関係機関と連携し、啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

## 5 主な変更点

### 第15条第2項

### 社会的養護につながらなかつたこどもについて対象に追加

#### （社会的養護を必要とすることの福祉の充実等）

**第15条** 県は、社会的養護を必要とすることの福祉の充実と社会的自立を支援するため、児童養護施設、里親その他の家庭に代わってこどもを養育する者の役割に対する理解の促進、専門的な人材育成の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、社会的養護を受けた経験を有する者の円滑な社会的自立のため、その生活の実態を把握し、必要な支援を行うものとする。

#### 【修正後（第2項）】

2 県は、児童福祉法第6条の3第1項第1号に規定する措置解除者等又はこれに類する者であるこどもに対し、円滑な社会的な自立のために必要な措置を講ずるものとする。

## 6 條例改正のスケジュール

